

韓国^の最新知財情報 – 2025年2月

- 2024年度の知的財産権統計分析 02
- 特許法改正及び特許庁の特許実務における変化 05
- 特許権存続期間延長制度(PTE)のアップデート 07
- 商標法及びデザイン保護法改正 09
- K-Discovery及びIP訴訟管轄改正方向 10

 Editor

Hyeon Gil RYOO



Jiwoo JEONG



Hyungwon CHAE

[MORE ▼](#)

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

[More L&K Newsletters](#)

CONTACT



Patent Attorney
Seong Tahk AHN
 T: +82.2.6386.6239
 E: seongtahk.ahn@leekoip.com



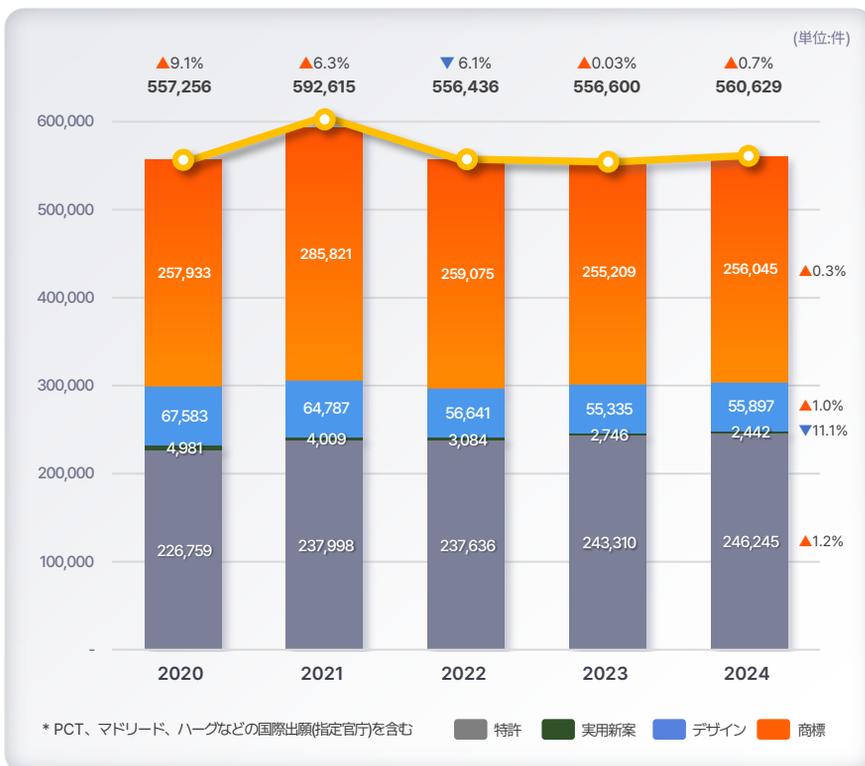
Patent Attorney
Sungmin CHO
 T: +82.2.6386.7934
 E: sungmin.cho@leekoip.com

2024年度知的財産権の統計分析

特許庁が、2025年1月に公開した知的財産権統計に基づき、2024年度の知的財産権の出願統計及び特許審判院の審判統計を分析した。2024年度に韓国特許庁へ出願された知的財産権出願件数は、前年度と同様であったが、同年度の韓国特許審判院の事件数は、前年度に比べては小幅に減少した。

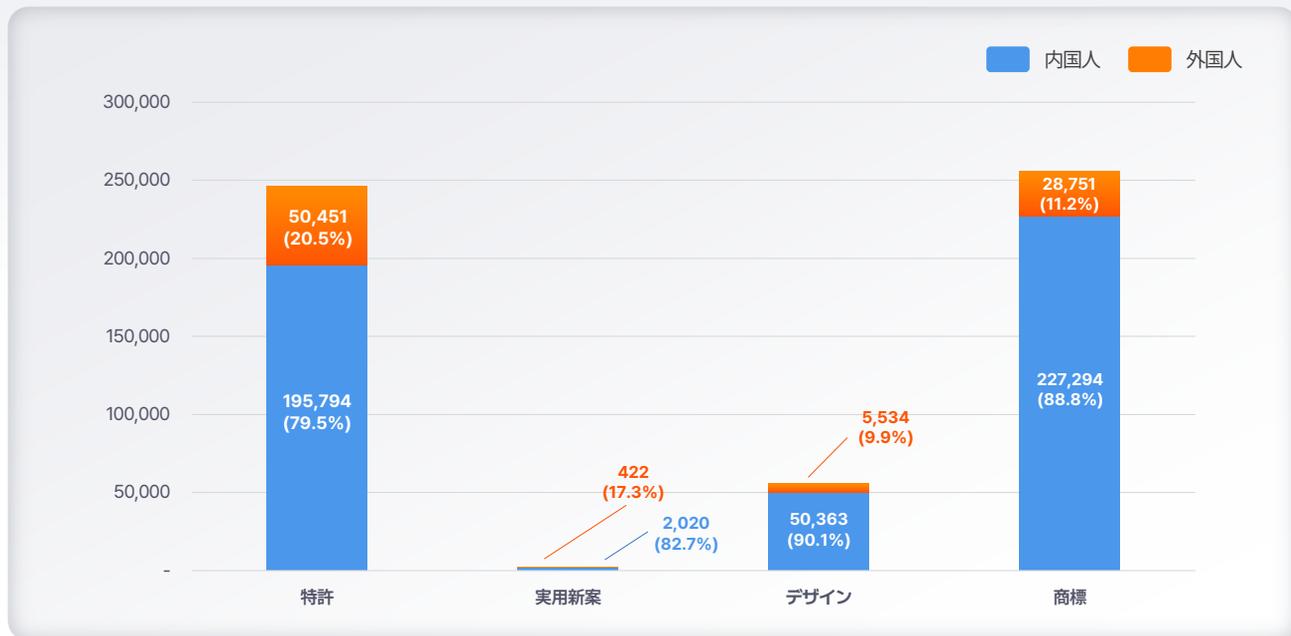
1. 知的財産権全体の出願動向

特許、実用新案、デザイン、商標の出願を含む知的財産権全体の出願は、2023年度の556,600件から2024年度には前年度より小幅に増加した560,629件 (0.7%増)であった。具体的には、特許出願、デザイン、及び商標はそれぞれ1.2%、1.0%、0.3%増加したのに対し、実用新案は11.1%減少した。



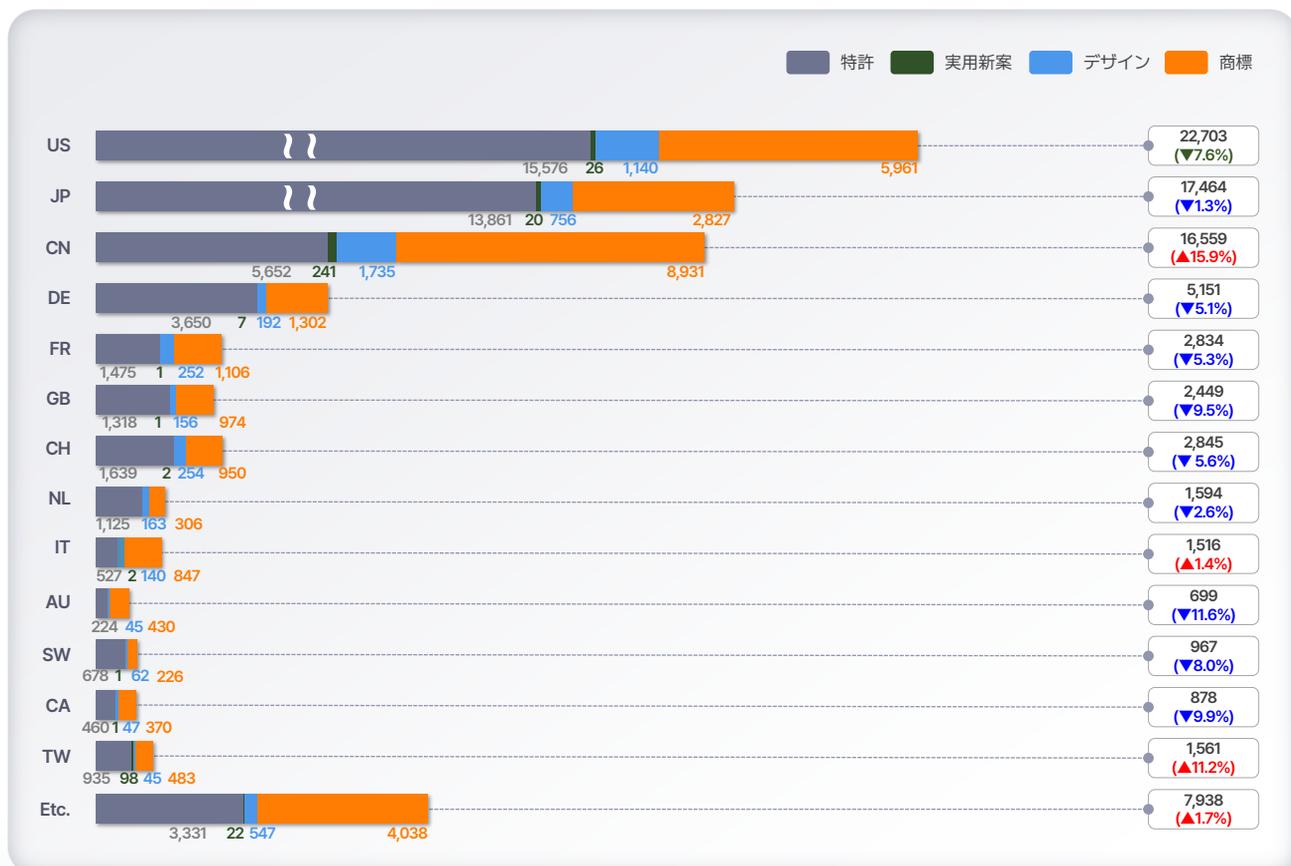
[年度別知的財産権の出願動向]

知的財産権の出願を内国人出願と外国人出願に分けると、外国人出願が2023年度の85,825件から2024年度は85,158件と小幅に減少したが、内国人出願は2023年度の470,775件から2024年度は475,471件と小幅に増加した。2024年度の外国人出願比率は、特許及び実用新案ではそれぞれ20.5%、17.3%を占め、デザインおよび商標ではそれぞれ9.9%、11.2%を占めている。



[2024年度の国内・外国人出願]

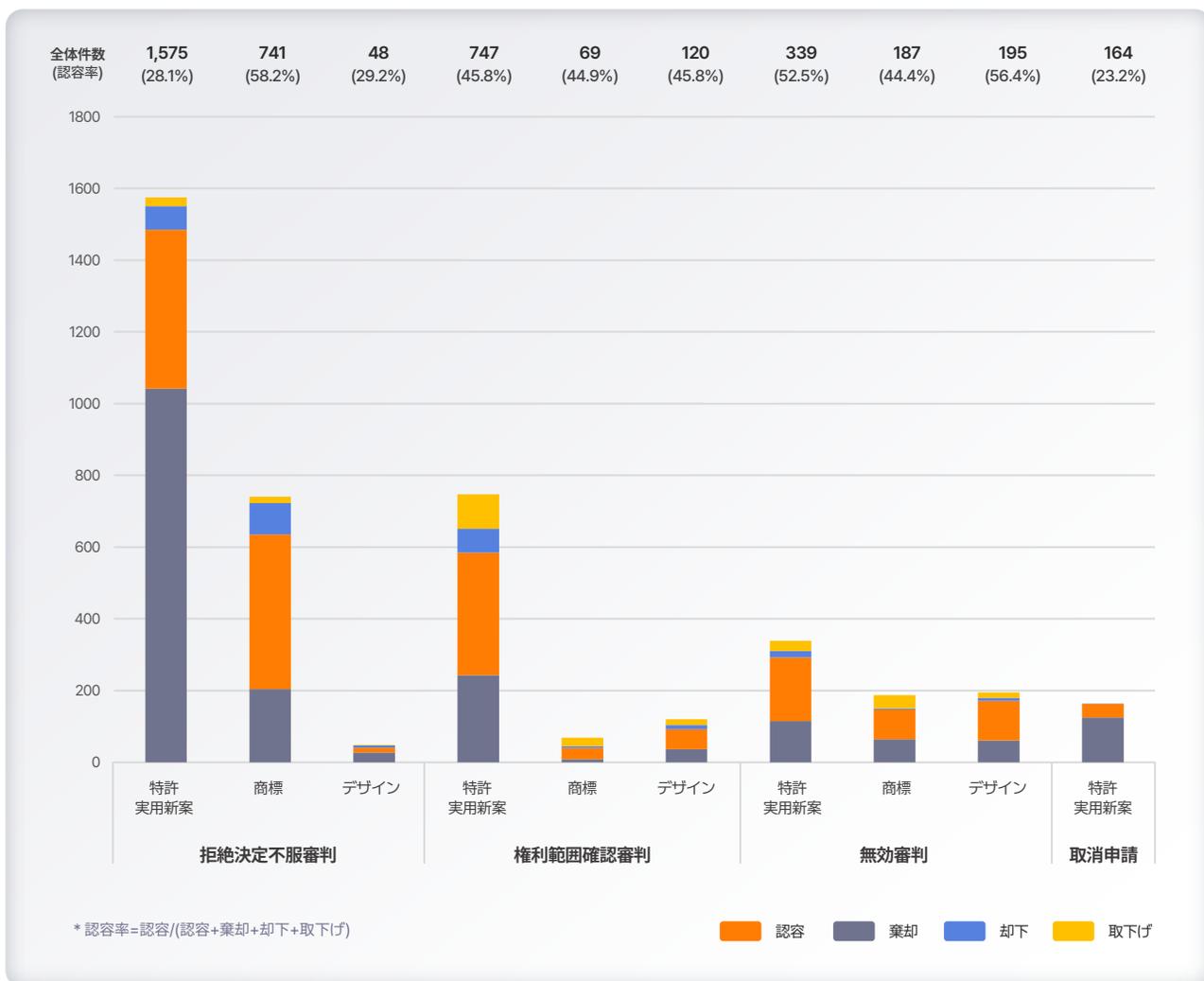
外国人出願を出願人の国籍別に分析すると、米国人出願(26.7%)、日本人出願(20.5%)、中国人出願(19.4%)が上位を占める。2024年度には、前年度に比べて中国人と台湾人の出願がそれぞれ15.9%、11.2%と増加したのに対し、米国人、日本人、欧州人、豪州人、カナダ人の出願が全般的に減少した。



[2024年度の外国人国家別の国内出願]

2. 審判動向

2024年度の特許審判院全体の事件数は、前年度に比べて減少(7.2%)したが、特に、特許の権利範囲確認審判が請求件数を基準として、2023年度に比べて33%の水準に減少した(770件→261件)。2024年度の特許・実用新案、商標、及びデザイン出願の拒絶決定に対する不服審判の認容率は、それぞれ28.1%、58.2%、29.2%の比率を示した。特許・実用新案の権利範囲確認審判は45.8%の認容率を示し、2023年度の63.7%に比べて認容率が低下したことを示した。商標及びデザインの権利範囲確認審判の認容率は、それぞれ44.9%、45.8%であった。一方、特許・実用新案の無効審判の認容率は52.5%であり、2023年度の44.0%に比べて認容率が上昇した。商標及びデザインの無効審判の認容率は、それぞれ44.4%、56.4%であった。特許・実用新案に対する取消申請の認容率は23.2%で、無効審判に比べて低い認容率を示し、2023年度の33.6%に比べても認容率が低下したことを示した。



[2024年度の審判動向]

CONTACT



Patent Attorney
Jonghyuk WON
T: +82.2.2191.3022
E: jonghyuk.won@leekoip.com



Patent Attorney
Hyungwon CHAE
T: +82.2.6386.6632
E: hyungwon.chae@leekoip.com

特許法改正及び特許庁の特許実務における変化

最近、韓国特許法と特許審査実務に関して、多くの改正事項があった。特に、2025年1月に公布された特許法(2025年7月22日施行予定)と、特許庁の審査実務上の一部改正事項において、出願人及び権利者の注意が求められている。以下では、これらの主な改正内容を簡略に紹介する。また、特許審判院と特許庁の業務処理手続き上の変化や制度等についても併せて検討する。

1. 特許法の主な改正事項

1) 発明の実施行為に「輸出」を追加

現行の特許法及び実用新案法第2条第3号において、物の発明(考案)に対する実施行為を「生産、使用、譲渡、貸与、又は輸入したり、譲渡あるいは貸与の申込みをする行為」と規定しているが、これまで「輸出」は明示的に含まれていなかった。今回の改正により、発明(考案)の実施行為の類型に「輸出」を追加することで、既に輸出を実施行為として含んでいた商標法、デザイン保護法、植物新品種保護法、不正競争防止法との整合性を高めた。

これまでは、海外に輸出する物に対する特許権者の権利侵害を保護することができず、輸出行為が侵害に該当するか否かを判断するために、輸出過程において譲渡等が実際に行われたことを別途で立証しなければならないという困難があった。しかし、改正法の施行以降は、特許権者は侵害者の「輸出」行為そのものに対しても直接的に侵害及び損害賠償を主張することができるようになる。これにより、特許権及び実用新案権の保護において、権利者の立証の負担を減らし、侵害救済の手段を一層強化する効果をもたらすと期待される。

2) 国防上必要な発明に対する改正

現行の特許法は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁じるか、発明者、出願人に対しその特許出願に係る発明を秘密として取り扱うよう命じることができるように定めているが、違反行為に対する処罰規定はなかった。改正法は、国防上重要な発明や考案に対する秘密取扱命令に違反する行為に対して、処罰規定を新設した。秘密取扱命令に違反した場合、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処することができるようにした。

改正法は、また、秘密取扱命令等の違反者のほかにも、これに対して管理・監督義務を負う法人や代表者等に対しても責任を課し、1億ウォン以下の罰金刑を課することができるようにする両罰規定が新設された。

3) その他

特許権存続期間延長制度にも変化があった。延長された特許権の存続期間は、許可を受けた日から14年を超えることができず、1つの許可に対して延長可能な特許の数を1つに制限した。これら2件の改正事項については、本ニュースレターにおける別テーマ「PTE制度のアップデート」において詳しく検討する。

2. 特許審査処理手続きの改善

最近、特許庁は、一般特許出願の審査処理量を優先的に増やすために、特許・実用新案審査事務取扱規定を改正した。主な内容は、以下の通りである。

1) 特許審査ハイウェイ(PPH)出願の審査処理期限の短縮

PPH出願の審査処理期限は、これまでの優先審査決定日から4ヶ月だったものが3ヶ月に短縮された。これは、2025年1月1日以降に優先審査申請された出願から適用され、米国、日本で施行されているPPH改善政策と連携し、該当国に進出する企業の特許権の確保がより速やかに行われるようにするための措置である。

2) 分割出願審査順序の変更

分割出願は、これまでは原出願の審査請求順に審査の順序が与えられ、速やかに処理されていたが、今回の改正により、米国、日本等の主要国と同様に、分割出願の審査請求順に従って審査が行われるように変更された。2025年1月1日以降、審査に着手される出願から適用される。

3) 再審査出願の審査着手期限規定の削除

2025年4月1日以降、再審査に着手される出願からは、再審査出願の審査着手期限をこれまでの1ヶ月から6ヶ月に延長するようにした。

3. 拒絶決定不服審判の認容時に、特許審判院の審判官が直ちに登録決定

特許審判院は、2025年1月から特許・デザイン登録に対する拒絶決定不服審判を認容する場合、追加の争点がないと判断されれば、審判官が審決として直接登録決定を下すように改善した。これまでは、拒絶決定不服審判において出願人の請求が妥当であると認められれば、拒絶決定を取り消した後、審査局に再度差し戻し、審査官が再検討する手続きが不可欠であった。これにより、出願人は、登録決定が下されるまで追加で待機しなければならなかった。

しかし、今後は追加の争点がない場合、審判官が直ちに登録決定を下すため、1~2ヶ月程度早まった登録が可能となる見込みである。特許審判院は、今回の措置により出願人の迅速な権利確保が可能となり、手続きの繰り返しによる行政力の無駄が省かれることが期待されると明らかにした。

4. バイオ-人工知能-先端ロボット分野特許における「優先審査」対象を新規指定

特許庁は、2025年2月からバイオ、人工知能、先端ロボット分野のうち国内で生産又は生産準備中の出願や国家研究開発事業の結果物に関する特許を優先審査対象に拡大する。そのため、今年は、バイオ(35名)、人工知能(9名)、先端ロボット(16名)分野の民間専門家を審査官として採用し、バイオ分野は、専担の審査組織を新設する計画である。

特許庁は、これまで半導体・ディスプレイ・二次電池分野に適用していた優先審査対象を拡大することで、急速に変化する国家先端戦略産業として指定された分野に対する技術保護と、国内企業のグローバル競争力の向上を同時に図ろうとするものである。

CONTACT



Patent Attorney
Jayoung KOO

T: +82.2.6386.7857
E: jayoung.koo@leekoip.com

特許権存続期間延長制度(PTE)のアップデート

特許権存続期間延長を制限する最近の特許法改正内容と大法院判決を検討する。

1. PTEに関する改正特許法

以下を主な内容とする、許可等に係る特許権存続期間延長(以下、「PTE」)に関する特許法改正案が2024年12月27日付で国会の本会議で可決され、2025年1月21日付で公布された。これにより、公布後、6ヶ月が経過した施行日(2025年7月22日)以降に許可等を受けた特許発明についてのPTE出願から、改正特許法が適用される予定である。

- (i) 延長された特許権の存続期間は、品目許可日から14年を超過することはできない(改正特許法第89条第1項但書の新設)
- (ii) 1つの品目許可に対して、延長可能な特許数を1つに制限(改正特許法第90条第7項の新設)

■ PTEに関する改正特許法の具体的な内容

PTEは、食薬処から品目許可を得るのに長期間を要する医薬品特許の場合、特許を受けたにも関わらず実際には発明を実施することができない期間が生じるため、これを保全するために、食薬処における品目許可に要する一定期間を特許期間として延長する制度であり、現在、韓国、米国、欧州、日本等でPTEを施行している。

今般の改正特許法は、国別に異なるPTEシステムの調和に基づいて米国・欧州のPTEシステムと合致しようとしたものである。

具体的に、現行の特許法の下では、延長対象特許の数に制限がないため、医薬品の特許権者は許可された医薬品に関して2つ以上の特許があって該当特許の登録日が許可日より早い場合は、該当特許すべてに対して延長出願を行って延長登録を受けることができる。しかし、今般の改正特許法では、延長対象特許の数を米国・欧州と同様に制限して、1つの特許権に対してのみ延長出願を可能にした。

また、現行の特許法の下において、特許権存続期間延長制度の延長期間は、臨床期間(最初の患者の選定日～最終の患者の観察終了日;韓国内の臨床のみ)と食薬処の検討期間(実際に食薬処が検討した期間のみ)を合算して算定され、最大5年まで延長可能であるが、今般の改正特許法では、米国と同様に延長期間が品目許可日から14年を超過できないようにする上限を追加導入した。

■ PTEに関する改正特許法の問題点とPTE出願時の留意点

現在、韓国のPTE制度のうち、(i)延長された権利の効力範囲及び(ii)延長期間の算定方法において、米国・欧州のPTE制度とはより根本的な相違点があるにもかかわらず、今般の改正特許法では、これに関する議論がないためPTE制度の国際的調和に不十分であるという問題点がある。

具体的に、延長された権利の効力範囲に関して、米国では、延長された特許権は関連の許可された医薬品に対して、今後、許可される如何なる用途に対しても権利行使が可能であるようになっており、この点は欧州も同様である。これに対して、韓国法院と特許庁は、特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった「最初に許可された適応症と同一の範囲」にのみ及びと解釈している。

また、延長期間の算定に関して、韓国における延長期間は、臨床期間を国内臨床期間に限定すると同時に、これを臨床試験計画承認日から許可申請日までの期間に定義せず、最初の患者の登録日(FPI)から最後の患者の観察終了日(LPO)までのみに制限するという点と、食薬処の許可書類の検討期間も許可申請日から許可日までの期間ではなく、食薬処が実際に書類を検討した期間のみに制限されるという点において、米国・欧州とは相当な差がある。

一般のPTEに関する改正特許法の趣旨が、国別に異なる特許基準を調和させようとするものであるにもかかわらず、延長された権利の効力範囲及び延長期間の算定方法における相違点が一般の改正特許法に反映されていないことは問題として残った。

一方、改正特許法により、品目許可を受けた医薬品の特許権者は、特許権存続期間延長出願をする前に許可された医薬品に関する特許のうち、どの特許を延長するのが有利かを綿密に検討して判断する必要性が大きくなった。このとき、特許権の強度の度合及び延長可能期間の長さ等を総合的に考慮して判断する必要があるが、延長可能期間の長さを考慮する際には、品目許可日から14年上限の導入も考慮する必要がある。

2. ペグ化医薬品のPTE適格性を制限する新たな大法院判決

改良薬物に関して、特許権存続期間の延長適格性を制限する新たな大法院判決(2021フ11070;2024年7月25日宣告)があった。

大法院は、既許可医薬品(インターフェロンベータ-1a)にPEG部分を化学的に結合させたペグ化された化合物(ペグインターフェロンベータ-1a)が特許権存続期間の延長対象となるか否かが問題となった事案において、既許可医薬品の有効成分をペグ化した化合物は、新物質に該当しないと説示しながら、原審判決を覆し、破棄、差し戻した。

上記大法院判決において、既許可医薬品の有効成分は「インターフェロンベータ-1a」であり、判決対象医薬品の有効成分は「ペグインターフェロンベータ-1a」であり、効能・効果はいずれも「再発性多発性硬化症治療剤」として同一であった。

韓国特許法施行令第7条第1号は、存続期間延長の対象として「薬効を示す活性部分の化学構造が新しい物質」、即ち、「新物質」を有効成分として製造した医薬品であって、最初に品目許可を受けた医薬品発明に該当するものと規定している。本件の争点は、本件医薬品の有効成分であるペグインターフェロンベータ-1aが「薬効を示す活性部分」に該当するか否かであった。

これに対して、原審である特許法院判決(2020ホ4129;2021年9月30日宣告)では、特許法施行令第7条第1号の「薬効を示す活性部分」において、「薬効」は、適応症に限定されず、医薬品の成分中に内在した薬理作用により、特定疾病を診断、治療、軽減、処置、または予防する効果」を意味し、このとき、効果の大小及び持続時間の程度、効果に付随して発生する副作用の有無に差がある場合には、「薬効」が異なるかと判断した。これにより、ペグインターフェロンベータ-1aは、インターフェロンベータ-1aに比べて生物学的活性及び薬動学的特性の差により、再発性多発性硬化症に対する治療効果の増大をもたらしたため、薬効を示す部分は、ペグインターフェロンベータ-1a全体であると結論を下した。

しかし、今般の大法院判決では、特許法施行令第7条第1号における「薬効」は、特定疾患名または症状名を基準とする医薬品品目許可の対象としての「効能・効果」を意味するものであり、「薬効を示す活性部分」は、「人体内の細胞等に作用して医薬品品目許可上の効能・効果を示す部分」として解釈されるとしながら、それ自体では活性を有さない部分が「薬効を示す活性部分」に結合されて医薬品の効能・効果の程度に影響を及ぼしても、その結合物全体を「薬効を示す活性部分」であると見ることはできないと判断した。これにより、本件医薬品の有効成分のうち、「薬効を示す活性部分」は、インターフェロンベータ-1aであると結論を下した。

即ち、大法院は、特許権存続期間の延長対象となる「薬効を示す活性部分」の範囲を厳格に解釈することで、薬動学的特性等が改善された改良薬物の特許権存続期間の延長が制限されることになった。これを考慮して、ペグ化医薬品を含めて改良薬物のPTE適格性に挑戦する場合、上記大法院判決との差別点を見出して強調する必要がある。さらに、韓国以外のすべての国では、ペグ化医薬品を新物質として取り扱うという点から、上記大法院判決が国際的調和に符合しないという点と、品目許可のために要する時間を保全するためのPTE制度の導入趣旨ともそぐわないという点において問題点がある。

CONTACT



Patent Attorney
Jiwoo JEONG

T: +82.2.6386.0776
E: jiwoo.jeong@leekoip.com

商標法及びデザイン保護法改正

商標審査期間を短縮して出願人の権利が速やかに確定できるようにし、知的財産全般に対する保護水準を高めるために、最近、商標法とデザイン保護法が改正された。

1. 商標異議申請期間の短縮 (2ヶ月→30日)

商標出願の審査最終期間を短縮して出願人の権利確保の時点を早めるために、異議申請期間を現行の2ヶ月から30日に変更する改正商標法が2025.1.21.に公布されており、2025.7.22.に施行される予定である。

商標法上、異議申請制度は、商標登録出願が審査を終えて出願公告された後、誰もが出願公告日から2ヶ月以内に異議申請を通じて公衆審査を受けることができるようにする制度である。参考までに、出願公告された商標出願のうち、異議申請が提起される場合は約1%程度である。

2. デザイン権又は専用実施権に対する侵害行為の故意性が認められる場合の懲罰的損害賠償額の増大 (3倍→5倍)

2025.7.22.に施行予定の改正法により、商標権又は専用使用権を故意に侵害する場合、損害賠償限度が既存の3倍から5倍に上方調整される。

商標権者の被害が発生しても商標権侵害による損害賠償の立証が困難であるため、実質的な損害賠償が十分に行われにくいという指摘が提起されていたが、今回の改正を通じて商標権侵害の故意性が認められる場合に科す懲罰的損害賠償額の限度を5倍に強化して、商標権侵害行為に対する被害救済の実効性を確保しようとした。

これにより、特許・営業秘密侵害及びアイデア奪取行為に続き、商標分野にも5倍の懲罰賠償制度が適用されることで、知的財産権全般に対する保護水準が一層強化されると期待される。

2. 商標権又は専用使用権侵害行為が故意であると認められる場合の懲罰的損害賠償額の増大 (3倍→5倍)

現行のデザイン保護法上では、デザイン権又は専用実施権に対する侵害行為の故意性が認められる場合、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲でその賠償額を定められるようにしている。

しかし、改正商標法と同様に、デザイン権又は専用実施権に対する侵害行為の故意性が認められる場合、損害として認められた金額の5倍をその損害賠償額と定めて、実効性のある損害賠償を通じて権利を保護しようとデザイン保護法を改正した。

改正デザイン保護法は、2025.1.21.に公布されており、2025.7.22.に施行される予定である。

CONTACT



Patent Attorney
Joonyoung KWAK
T: +82.2.6386.7908
E: joonyoung.kwak@leekoip.com



Partner
Hayoun CHUN
T: +82.2.772.5964
E: hayoun.chun@leeko.com

K-Discovery及びIP訴訟の管轄集中に関する改正の方向

知的財産権の保護強化及び訴訟手続きの改善のために、主要制度の改善が推進されている。先ず、特許権の保護を強化するために、韓国型証拠収集制度(K-Discovery)を導入し、特許侵害訴訟において証拠収集を円滑にすることを目的とした特許法改正案が国会に提出された。また、韓国政府は、知的財産権に関する訴訟の管轄法院を集中して、迅速かつ正確に判断できるように関連法を改正する計画を発表した。

1. 韓国型証拠収集制度(K-Discovery)の改正案

差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟などにおいて、侵害及び損害賠償額に対する立証のために資料提出命令制度などが設けられている。しかし、このような資料は、一般的に侵害者が保有しているため、特許権者が確認することが困難であり、さらに、その証拠が毀損されて侵害訴訟において証拠として活用できない場合がある。そこで、特許庁は、特許侵害訴訟において証拠収集が円滑になり、特許権者の侵害立証の負担を軽減できるように特許法を改正中であり、その内容を以下で説明する。

■ 専門家の事実調査

改正案によると、法院は、特許権侵害訴訟において、侵害の証明または侵害による損害額算定に必要であると認める場合には、関連分野の専門家(技術審理官、調査官、専門審理委員、弁護士、弁理士など)を指定することができる。上記専門家は、相手方当事者に対して関係資料の提出を求めたり、事務所や工場などに出入りして関係書類、物品、施設、及び設備などを調査したり、関係者に必要な質問をすることができる。

専門家が作成した調査結果報告書は、調査を受けた当事者が先に検討し、営業秘密の削除を要請することができるが、法院は、侵害の証明または損害額の算定に必要な不可欠なときには、その内容を削除せず、閲覧の範囲及び閲覧者を制限することができる。特許権者は、このような手続きが終わった後、調査報告書を閲覧し、証拠として使用することができる。

■ 当事者間の証人審問 (deposition)

改正案では、特許権侵害訴訟において、当事者が陳述人の数、範囲、方法、及び場所を定めて相互間で審問できる制度を導入する。当事者は、上記審問を録音または録画し、必要な部分を特定して証拠として提出することができる。

■ 資料保全命令(Litigation hold)

法院は、特許権侵害の訴えが提起されるか、提起される可能性が高い場合であって、資料保全命令の対象となる資料を特定するのに十分な事実と、資料保全を命じなければ申請人に回復できない損害が発生する恐れがあるという事実が認められた場合には、当事者の申請により1年の範囲内で資料保全を命じることができる。資料を占有、管理、または保管する者が資料保全命令に従わない場合、法院は、申請当事者の主張を真実なものとして認めることができる。

2. IP訴訟の管轄集中に関する改正案

現行法によると、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、及び品種保護権に関する訴訟については、ソウル中央地方法院をはじめとする6つの地方法院が専属管轄を有し(民事訴訟法第24条第2項)、これらの訴訟の控訴審は特許法院が審理する(法院組織法第28条の4第2号)。特許法院は、特許審判院の審決に対する審決取消訴訟に関する専属管轄を有するため、特許法院が無効審判の審決取消訴訟と侵害訴訟の控訴審の両方を審理する。

これは、知的財産権関連訴訟の管轄を集中させて裁判部の専門性及び訴訟の効率を高めるために2015年に法改正が行われた結果である。しかし、著作権と営業秘密に関する訴訟は、上記のような専門法院の管轄に規定されていなかった。

営業秘密関連訴訟もその重要性が高く、特に、最近では、営業秘密関連訴訟が増加する傾向にあることから、政府は、これに関する訴訟も上記専門法院で審理するように管轄制度を変更する計画を発表した。さらに、政府は、知的財産権に関する仮処分訴訟及び刑事訴訟(韓国法によると、知的財産権侵害、営業秘密侵害、産業技術侵害などは、刑事処罰の対象となる)も上記専門法院の管轄とすることにした。具体的に、専門法院の管轄として追加される訴訟は、不正競争防止及び営業秘密保護法、産業技術保護法、及び半導体集積回路設計法の3つの法律関連の訴訟である。

また、従来、行政法院の管轄だった貿易委員会の不正貿易調査に対する不服訴訟、特許庁の行政処分に対する不服訴訟も特許法院の管轄とする案が推進される。

これまで、特許権などの知的財産事件が専門法院によって審理されたことで、これらの法院の専門性が高まった。特に、知的財産権に関する審決取消訴訟と侵害訴訟の控訴審が特許法院に集中されたことにより、特許法院は、活発に知的財産権の関連法理を発展させてきた。今後、特許法院が仮処分及び刑事訴訟に関しても審理権を有するようになれば、これらの領域でも活発な法理の開発が予想され、専門法院と特許法院の経験と専門性が蓄積されると共に、知的財産権分野の訴訟が効果的かつ一貫性をもって進められることが期待される。